

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成 31 年 2 月 1 日細則第 23 号。）に基づき、本件契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、福島県（以下「県」という。）の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札公告の 2 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式 1）に下記の書類等を添付し、提出すること。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

イ 入札公告の 2（5）を証明する「業務履行実績調書」（様式 1 の別記様式 1 に実績を証明するものを記入し、契約書の写し又は内容等を証明できる書類を添付すること。）

ウ 入札公告の 2（6）及び（7）を証明する認証書の写し

※ 申請書類は、A 4 判縦使い、左綴じを原則（A 3 判等は、A 4 判に折り込むこと。）とする。なお提出部数は、3 部とする。

なお、令和 8 年 3 月 5 日（木）正午までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられないので注意すること。

資格の確認結果については、「一般競争入札参加資格確認通知書」（様式 2）により通知する。

5 入札書に関する事項

(1) 入札書は、所定の「入札書」（様式 5）に必要とする事項を記載し、提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 「一般競争入札参加資格確認通知書」（様式 2）の写し

イ 入札保証金等

下記6（1）に相当する額の入札保証金を同（2）の方法で提出するか、又は「入札保証金納付免除申請書」（様式3）を令和8年3月5日（木）正午までに提出すること。

ウ 入札金額の内訳書（任意様式）

エ 納品予定の機器が、仕様書の別紙1「現行システム機器仕様表」に記載された内容と同等以上の性能を有することが分かるカタログ等の資料（任意様式）

（3）入札書には、公告に示すもののほか、次の事項が記載されていなければならない。

入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。

※ 押印の省略

本件入札に係る手続きにおいて、本学へ提出する書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略を可とする。

6 入札保証金

（1）本件入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

（2）入札保証金は、現金で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。別記）第8条第3項各号に規定する有価証券を提出することができるものとする。

（3）契約細則（別記）第9条各号に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（「入札保証金納付免除申請書」（様式3）により申請すること。）

（4）入札保証金の減免については、「入札保証金納付免除確認通知書」（様式4）により通知する。

（5）落札者の納付にかかる入札保証金は、その者が契約書の取り交しを行わないときは公立大学法人福島県立医科大学に帰属させるものとする。

7 入札及び開札に関する事項

（1）開札の際に、上記5の（2）で指定する書類に不備がある又は書類の添付がない場合は、下記10の（2）に該当するものとする。

（2）開札は、入札者の立ち会いは不要とし、開札の結果は、令和8年4月3日（金）までに「一般競争入札結果通知書」の郵送により、入札者あてに通知する。

（3）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度、新たな入札書の提出を求めることとする。再度の入札書の提出方法や提出期限については、一般競争入札結果通知書にて示すこととする。なお、再度の入札書の提出がない場合、再度入札については棄権したものとする。

8 入札心得

（1）入札者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、入札公告の4の方法により説明を求めることができる。

（2）入札者は、所定の日時及び場所に郵送（書留郵便）又は持参により入札書を提出す

ること。

- (3) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、入札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 入札の無効等

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記3及び4に示した競争に参加する資格のない者が提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者が提出した入札書
- (3) 記名、押印を欠く入札書（「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載があり、押印を省略した場合を除く。）
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- (8) その他、入札に関する条件又は福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 契約細則（別記）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、契約細則（別記）第23条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする可能性がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、再度、該当者より新たな入札書の提出を求め、(1)の方法により落札者を定める。再度の入札書の提出方法や提出期限については、一般競争入札結果通知書にて示すこととする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則（別記）第31条第1項の規定により随意契約をすることができる。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたもの）に

限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第 39 条(別記) 第 3 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 契約細則(別記) 第 39 条第 1 項ただし書に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。(「契約保証金納付免除申請書」(様式 8)により申請すること。)
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に「契約保証金納付免除確認通知書」(様式 9)により通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

13 契約書の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する別紙契約書(案)に記名押印し、すみやかに取り交わすこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

14 契約条項

契約書(案)による。

15 異議の申立

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

16 苦情の申立

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

17 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) 契約に関する事務を担当する窓口は、公告 3 (1) と同じ。

別記

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（入札保証金）

第8条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の3以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等

に関する指針」の対象公社等を含む)、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の作成)

第11条 競争入札に付そうとする場合においては、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

- 2 前項に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約)

第23条 会計規程第19条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

(随意契約によることができる場合)

第31条 会計規程第17条に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
(2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
(3) 競争に付することが不利と認められるとき。
(4) 国、地方公共団体その他の公益法人と契約するとき。
(5) 外国で契約するとき。
(6) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。
(7) 落札者が契約を結ばないとき。
(8) 農場、工場、試験所その他これに準ずる者の生産に係る物品を売り払うとき。
(9) 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付をすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
(10) 予定価格が次に掲げる契約の種類に応じた額以下の契約をするとき。

ア 工事又は製造の請負	400万円
イ 財産の買入れ	300万円
ウ 物件の借入れ	150万円
エ 財産の売払い	100万円
オ 物件の貸付け	50万円
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円

- (11) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。
- 2 前項第6号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第7号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(契約保証金)

- 第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上(工事等の請負契約にあつては、100分の10以上)の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。
- 2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
 - 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 福島県債証券 額面全額
 - (2) 国債証券 額面全額の10分の8
 - (3) 地方債証券(福島県債証券を除く。) 額面全額の10分の8
 - (4) 理事長が確実であると認める社債権 時価の10分の8

※第2条、第23条及び第31条の会計規程とは「公立大学法人福島県立医科大学会計規程」を指す。

公立大学法人福島県立医科大学会計規程(抜粋)

(契約の方法)

- 第17条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(落札の方式)

- 第19条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格に次いで低い価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。
 - 3 その性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なもの(前項の場合においては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。